

成年後見人等報酬費用助成金交付申請について

成年後見人等報酬費用助成金の申請方法につきまして、下記のようにご案内いたします。

【支給要件】 * 下線部分は主な変更点

- * 事前申請 裁判所に報酬付与審判の申立てを行う前に、市へ助成金交付申請を行ってください。
- * 住所要件 立川市民（保険者等が他自治体である者、他自治体の生活保護等を受給している者を除く）であること、または市外の施設等に居住しているが保険者等が立川市であること
- * 経済的要件 市区町村民税が非課税で、活用できる資産が82万6500円以下であること
〔添付書類〕
 1. 登記事項証明書
 2. 財産目録の写し
 3. 報酬付与の対象期間の収支状況がわかる書類の写し
 4. 預金通帳、有価証券、保険証券その他申請時の資産状況を確認できる書類の写し
 5. 市区町村民税の非課税証明書
※対象者が立川市内に住所を有し、公簿等で事実を確認できる場合は、添付を省略できる
 6. 保険者等が立川市であることを証明する書類の写し(必要な方のみ)
 7. その他市長が必要と認めるもの
- * 限度額 報酬決定額と2万2千円×報酬付与対象月数（上限を12か月とする。）を比して少ない方の額を助成します。
- * 対象外 他の同種の給付を受けている場合、他自治体の長が申し立てた審判請求に基づく場合、後見人等が2親等内の親族である場合

【手続きの順序】

- 後見人等 「成年後見人等報酬費用助成金交付申請書（第1号様式）」と添付書類を市に提出
- ▼
- 立川市 交付・不交付を決定し、「成年後見人等報酬費用助成金交付・不交付決定通知書（第2号様式）」を送付
- ▼
- 後見人等 裁判所に後見報酬付与の申立てを行う（助成申請を行った旨も合わせて報告する）
- ▼ 裁判所から報酬付与の審判がおきる
- 「成年後見人等報酬費用助成金交付請求書（第4号様式）」に「報酬付与審判の謄本（写し）」を添付して市に提出
- ▼
- 立川市 助成額を決定し「成年後見人等報酬費用助成金額確定通知書」を後見人等に送付、被後見人等名義の口座に助成金を振り込む

[申請・問合せ先] 〒190-8666 立川市泉町 1156-9 立川市保健医療部
☎042-523-2111 内線 1479 高齢政策課 在宅支援係
内線 1520 障害福祉課 障害福祉第一係